

議案第 7 1 号

琴浦町水道給水条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町水道給水条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月3日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和元年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和元年琴浦町条例第 号

琴浦町水道給水条例の一部を改正する条例

琴浦町水道給水条例(平成16年琴浦町条例第187号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき</u> <u>1件につき</u></p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第8条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第33条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。</p> <p>(1) 略</p>

10,280円

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 略

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。